様式1　活動・一般プログラム申請用

2018年度　年賀寄附金配分申請書

日本郵便株式会社　御中

　以下のとおり年賀寄附金の配分を申請いたします。　(該当する□を■としてください。)

|  |  |
| --- | --- |
|  | ※2018年度年賀寄附金配分申請要領等をお読みになってから記載してください。 |
| 申請日 | 2017年　　　11月　　　9日 |
| 団体種別 | □1社会福祉法人　□2更生保護法人　□3一般社団法人　□4一般財団法人　□5公益社団法人　□6公益財団法人　☑7特定非営利活動法人(NPO法人) |
| フリガナ |  |
| 団体名称 | **（団体種別はここに記載しないでください。）**NPO法人メンターネット |
| 法人のホームページ：□無　□有(http://mentor.or.jp/ ) |
| フリガナ | オカザキ　ヒロユキ | 役職 | 理事長 | 法人代表印(必須) |
| 団体代表者氏　　　名 | 岡崎　博之 |
| 団体所在地 | (〒700－0807)※都道府県から記載してください。岡山県岡山市北区南方２－１３－１　きらめきプラザ２階３号室 |
| TEL:086-280-6076　　　　　　　　　　　　　　FAX: 086-280-6077　　　　　　　　　　　Email:visa@mentor.or.jp |
| フリガナ | タカモリマサアキ | 施設・部署名 |  |
| 実施責任者氏　　　名 | 髙森　正明 |
| 役職 | 理事・事務局長 |
| 連絡先住所 | (〒700－0845)※都道府県から記載してください。岡山県岡山市南区浜野4-16-12　三和第２ビル ２Ｆ |
| TEL:086-368-3314　　　　　　　　　　　　　　FAX:086-368-5916 　　　　　　　　　(必須)Email: officetaka\_jimu@nifty.com |
| ＊事務局からの連絡・書類の送付は、全て実施責任者あてに行います。事業の内容について日常的にお問い合わせのできる方を実施責任者として一名を選定してください。Emailは携帯mailでも可能です。Emailの記載は必須です。 |
| 申請事業種別※主となる種別1つだけ選択 | □1社会福祉増進 □2非常災害救助 　□3特殊疾病研究 □4被爆者援助 □ 5事故水難救助□6文化財保護　 □7青少年健全育成 □8スポーツ振興 ☑9留学生援護 □10地球環境保全 |
| 申請事業名 | 「～の～のための～事業」のように事業の対象又は種別、事業目的、事業内容等が分かる名称を具体的に記載してください。(記載例：「障がい者の社会参加の機会拡充のためのサロン活動事業」) |
| 外国人技能実習生のための教育支援事業 |
| 申請事業の内容(概要)※簡潔に記載してください。 | 2017年11月から施行された技能実習法に伴い、技能実習に介護職種が追加される。技能実習生のために介護の導入講習及び介護の日本語講習を的確に行うことができるよう講習用のテキストをパワーポイントで作成し、講習できるスタッフを確保し体制を整備する。また従来の法的保護講習テキストも新しい法律に合わせて改訂を行う。 |
| 繰越剰余金 | 直近の決算書に記載された法人全体の次期繰越剰余金額(会計基準により用語が異なります。)を記載してください。詳細は、配分申請要領【７ 申請方法】(4)繰越剰余金を参照してください。 |
| 　　189,651　円 |
| 繰越剰余金の予定使途内容 | その資金使途予定内容を具体的に記載してください。使途予定がない場合にもその旨を必ず記載してください。**本項の記載は必須であり、記載のないものは欠格となります。** |
| 自己資金が予定を超えた場合の予備費とする。 |
| 申請事業費 | 1. 配分申請金額
 |  | **４** | **８** | **０** | **０** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| 1. 自己負担金額
 |  |  | **５** | **０** | **０** | **０** | **０** | **０** | **円** |
| 1. 事業費総額
2. ＋②)
 |  | **５** | **３** | **０** | **０** | **０** | **０** | **０** | **円** |

(注：申請事業費①～③は事業費の内訳の同一項目の金額と同じ。配分申請金額は千円未満切捨て。)

|  |
| --- |
| ※ここから下の部分は事務局使用欄ですので、記入しないでください。 |
|  | 先駆性 | 社会性 | 実現性 | 緊急性 | 配分額 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |

|  |
| --- |
| 申請団体(法人)について(申請施設ではなく申請団体の法人全体で記載してください。) |
| 法人設立登記年月(西暦)　　　　 2004年　　　　7月　　　　 |
| 団体の常勤役員(　　　　人)、非常勤役員(　　　人)、常勤職員(　　　　人)、非常勤職員(　　　　４人) |
| (必須)昨年度の支出総額：　　　6,471,428円 (自(西暦)　2016年　7月～至(西暦)　2017年　6月） |
| (必須)昨年度の収入総額：　　　6,477,057円 |
| 　(収入内訳)※内訳についても必ず記載してください。 |
| 　　会費　　　　　　　　　　　　　176,000円　 |
| 　　一般寄附金　　　　　　　　　　950,000円　 |
| 　　事業収入　　　　　　　　　　2,065,042円　主な収入源(技能実習監理団体の支援　　　　　　　) |
| 　　民間助成金等　　　　　　　　　　　　0円　主な資金源(　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 　　行政補助金等　　　　　　　　3,286,000円　主な資金源(年賀寄附金配分事業　　　　　　　　　) |
| 　　その他　　　　　　　　　　　　　　 15円　主な資金源(受取利息　　　　　　　　　　　　　　) |
| ※支出総額・収入総額は法人全体の額を記載してください。なお、記載は必須です。 |
| 設立目的： |
| 当法人の定款の事業目的には、「情報技術（I.T）を活用して、多文化協働社会の実現を目指し、自立と相互扶助の精神のもと、仕事づくりと起業を追及する日本人及び在日外国人に対して職業能力の開発、雇用機会の拡充及び創業を支援する事業等を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。」と明記している。2004年7月に設立以来「多文化協働の仕事づくり・まちづくり」をコンセプトにして、在住外国人の入国在留（ビザ）相談、就労・起業支援を行う中で、「多文化共生社会」の実現を目指している。人口減少・デフレ等時代と環境変化に対応させて、動画システムを活用した「留学生就労ガイダンス・入管の要件」「改正入管法について」など「人権の擁護」「国際協力」「多文化共生」の広報活動を行っている。 |
| 活動内容と実績： |
| １、在住外国人と関係者の在留資格・行政・生活相談等、人権擁護のための相談事業（毎年百数十件）とそれに基づく個別支援（創縁社会づくりプロジェクト）。２、技能実習生の監理団体である事業協同組合と協働した多言語の法的保護情報講習及び日本語学習支援。（平成２２年度・２５年度・２８年度年賀寄附金配分助成金でのテレビ会議やE-ラーニングのシステムを使用した技能実習生の日本語学習支援セミナー、技能実習生関連団体懇談会、相談業務等）３、留学生や日系ブラジル人など在住外国人の就労・起業支援を通じての地域経済の活性化。　（留学生就活セミナー・日系ブラジル人の基金訓練等への協力、大学・専門学校のキャリアセンターとの懇談、外国人の起業支援）４、ホームページやICT・動画システムでの情報提供及び日本語教師・翻訳・通訳者ネットワークの立上げ（岡山市平成26年度市民協働推進モデル事業） |
| ※事業を実施する施設の所在地が申請団体の所在地(１ページに記載のもの)と異なる場合は、以下について必ず記載してください。 |
| 施設名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設設置：(西暦)　　　　 年　　　　月） |
| 所在地：(〒　　　－　　　　) |
| 施設の種類･内容： |
| 設立目的： |
|  |
| 活動内容と実績： |
|  |

申請と配分の状況等：

|  |
| --- |
| (1) 年賀寄附金配分への過去年度の申請状況：(分かる範囲で記載してください。) |
| 　　□今回初めて　□2017　☑2016　□2015　□2014　☑その他(2013 2012 2010) |
| (2) 年賀寄附金配分の過去年度の受給状況：(分かる範囲で記載してください。) |
| 　　□2017　☑2016　□2015　□2014　☑2013　☑その他(2010　　　　　　　　) |
| (3) 他の助成団体への申請状況：(年賀寄附金配分へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体に併行して申請することは可能ですが、他の補助金・助成金の配分が決定した場合には年賀寄附金配分辞退の有無を含め事務局へ速やかに連絡してください。) |
| 　　他団体への重複内容での併行申請：☑無　□有(助成決定通知予定日：(西暦)　　　　　年　　月頃)　　「有」の場合申請先助成団体名：(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| (4) 今回の本配分事業を何で知ったか、該当するもの全てに印を付けてください。(複数回答可)□Webサイトやメーリングリスト(サイト・リスト名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)□郵便局窓口のポスター・リーフレット(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)□新聞、雑誌、広報誌、機関紙、TV等(媒体名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)□行政、団体、知人等からの紹介(紹介者所属等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)☑年賀寄附金事務局からの連絡☑過去に申請経験がある□その他(具体的に記載をお願いします：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| (5) 普段よく利用する郵便局名又はお近くの郵便局名を１局だけ記載してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山東郵便局 |

　申請される事業内容は本申請書によって審査されます。参考資料を添付していただいてかまいませんが、必要な事項は「添付資料のとおり」、「添付資料参照」とせず、必ず本申請書に内容を記載してください。また、事業の完了後、「事業成果報告・自己評価書」を提出していただきますので、具体的目標等については、十分に検討の上、設定してください。

　なお、申請の事業費総額は、団体の事業規模・収支規模に適切な規模(実施可能な規模)としてください。

|  |
| --- |
| 配分申請事業の説明 |
| (1) 申請事業の背景、必要性及び目的：(なぜ必要か、どのような目的で活動を行うのかを簡潔に記載してください。) |
| １．申請事業の背景2017年11月に新しい技能実習法が施行されると同時に、技能実習に「介護」職種が追加される。入国前及び入国後の講習では介護の実地訓練は禁止されており、座学による講習を行うことになってる。入国後の講習においては、日本語講習、法的保護情報講習の他、介護に関する講習として「介護導入講習」及び「介護の日本語」講習が予定されている。技能実習生が介護の仕事をスムーズに行うことができるよう、講習を充実させる必要がある。２．必要性介護技能実習は人を相手に仕事をしていく技能実習としては初めての事業で、関係団体のすべてが未経験である。しかも高齢者に対する生活支援を行う業務であり、知識不足やコミュニケーション不足等による誤った介護を行ってしまうと、施設入居者の生命にかかわる問題となる。従って、就業前の教育は極めて重要となる。定められた時間内に充実した教育を実施するためには、しっかりとした教材を備えておく必要がある。また講師は資格を持ったものが担当することになっているが、日本語の講師及び、介護福祉士などで介護の指導ができる講師は、全国的に不足している。必要な時に必要な講師がすぐアサインできる体制を整えることが喫緊の課題である。３．目的（事業内容）介護に関する講習用テキストは「外国人技能実習機構」が作成しているが、テキストの説明だけでは身につかないため、パワーポイントをプロジェクターに投影した講義を想定し、新しい介護のテキストをパワーポイントで作成する。具体的には、「介護導入講習」に関するものと「介護の日本語」に関するものを予定している。母国語で理解してもらえるよう、多言語に翻訳を行う予定である。また人材不足が懸念されている、介護の指導講師と、日本語講師を登録し、ネットワーク体制を形成する。そして必要なところに必要な講師を派遣する事業を行う。単独の施設では受講者が少ない場合は、共同で講習会を開催できるよう、企画又は調整を行う。最後に、従来から使用している「法的保護情報講習」や「日本での生活ガイダンス」のテキストは、技能実習法の施行に伴い、大幅に改版する必要があるため、法律の内容に沿った内容に改めるとともに、新しい情報を加えたものに改訂を実施する。こちらも多言語に翻訳したものを作成する予定である。 |
| (2) 申請事業の具体的内容：(どのような事業を実施するのか事業内容を実施スケジュールや事業費内訳と関連付けて具体的に記載してください。) |
| １．「介護導入講習」、「介護の日本語」のテキスト作成1. 有識者・専門家との打合せによりテキストの構成等について検討する
2. 専門家にテキストの執筆を依頼し、日本語によるテキストを作成する
3. ２ヶ国語に翻訳する（英語、ベトナム）

２．講師（介護導入・日本語）のネットワーク構築1. 日本語講師を募り、登録を行う
2. 介護の指導できる講師を募り、登録を行う
3. 技能実習生を受け入れる介護施設に、講師派遣の広報を行う
4. 講師派遣の実施要領について検討し、運営体制を確立する

３．「法的保護情報講習」、「日本での生活ガイダンス」のテキスト改訂1. 法的保護情報講習、日本での生活ガイダンスの講師を集め改訂内容を協議する
2. 担当者を決めて、改訂部分について執筆を依頼し日本語部分を作成する
3. ５ヶ国語に翻訳する（英語、中国、ベトナム、カンボジア、インドネシア）
 |
| (3) 申請事業により達成したい具体的成果目標：（事業を行うことにより実現したい成果目標をできる限り数値目標として記載してください。質的成果の目標についても記載してください。） |
| 具体的成果目標(内容) | 対応する数値目標 |
| １．「介護導入講習」テキスト①テキストを必要とする施設に配布②作成したテキストを使用して講習を実施２．「介護の日本語」テキスト①テキストを必要とする施設に配布②作成したテキストを使用して講習を実施３．講師のネットワーク構築　①日本語講師の登録者名簿作成　②介護導入講師の登録者名簿作成４．「法的保護情報講習」テキスト改訂　①テキストを必要とする監理団体に配布　②作成したテキストを使用して講習を実施５．「日本での生活ガイダンス」テキスト改訂　①テキストを必要とする監理団体に配布　②作成したテキストを使用して講習を実施 | １．「介護導入講習」テキスト　①　５施設以上　②　10回以上２．「介護の日本語」テキスト1. ５施設以上
2. 10回以上

３．講師のネットワーク構築①　登録者数２０人以上②　登録者数10人以上４．「法的保護情報講習」1. 10団体以上
2. 50回以上

５．「日本での生活ガイダンス」1. 10団体以上
2. 50回以上
 |
| (4) 申請事業にかかわる事前実績：(申請事業を実施するに当たり、団体の過去の実績で申請事業に活用できるものがあれば記載してください。申請事業について他の団体等の協力が得られる場合もその旨を記載してください。) |
| 1. ２０１０年度の年賀寄付金助成金での実績：・岡山県中小企業団体中央会の支援により新しい外国人研修・技能実習制度へ対応させる体制を確立
2. ２０１３年度の年賀寄付金助成金での実績：・E-ラーニングによるベトナムへの日本語教育・岡山県中小企業団体中央会と協働して作成した多言語テキスト作成
3. ２０１４年度の岡山市市民協働モデル事業：・ＷＥＢサイトの構築　・日本語教師・翻訳通訳者ネットワークの構築
4. ２０１６年度の年賀寄付金助成金での実績：・E-ラーニングシステムを活用し、ベトナムやカンボジアの送出し機関と日本を結んでの日本語教育
5. 継続して下記の団体と連携強化し事業を推進：①岡山県中小企業団体中央会・岡山県外国人技能実習生受入組合協議会②協同組合外国人技能実習サポートセンター　③一般財団法人国際技術交流事業団　　その他多数の社会福祉法人
 |
| (5) 申請事業が持つ先駆性、社会性、実現性及び緊急性に着目して記載してください：（申請要領の「8(1)申請事業に期待する項目」の説明を参考にしてください。該当する部分がない場合は記載する必要はありませんが、審査のポイントとなりますので、できる限り記載してください。） |
| 先駆性(先駆性が高く発展性があるか)メンターネットは、外国人研修・技能実習制度の適正化に取り組むNPO法人としては全国でも唯一の団体である。本年11月に施行された新法「技能実習法」を見越して、外国人介護技能実習生受入の体制づくりについて、中小企業団体中央会など関係団体とNPO法人が事前の準備をしてきたのは岡山県のみであり、全国に先駆けたモデル事業となる。新法施行に伴い、施設入居者の生命にもかかわる介護の技能実習の事前教育の脆弱さを危惧する福祉施設は多数あるが、その教育の充実を目指し、実践に取り組もうとする団体は、残念ながら地方自治体を含めて皆無である。メンターネットは、技能実習制度が適正に運用されることを目指しているが、同時に技能実習生に対する適正な教育がなされることを念願し、誰も手をつけようとしない今回の事業を行うことを決意した。 |
| 社会性(社会的ニーズとその社会的波及効果が高いか)アジア諸国の介護福祉施設や介護職は十分とは言えない。その点で、介護技能実習が円滑に行われることは、技能実習制度の本来の目的である「本邦での技能習得により出身国の発展に寄与する国際協力」に大きく貢献することなる。また、介護技能実習が円滑に行われることにより、介護福祉施設の人手不足を補完し、施設の安定した運営に寄与することになり、しいては入居者の安全な生活に寄与する。批判的な評価が多い現行の技能実習制度の問題点を、日本語学習や職種の専門知識の講習によりトラブルを未然に防止する適正化事業は、受入れ施設にとっても、実習生にとっても実益のあること社会的な意義が非常に大きい。また副次的効果として、技能実習生と日本人社会との相互理解を深め、国民の多文化共生・多様性・社会的包摂への価値観の転換を図る一助となることも期待できる。 |
| 実現性(事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込めるか)2010年度、2013年度、2016年度の年賀寄付金助成金での実績を踏まえ、当法人の力量を考慮し、「介護技能実習」に絞り込んだ実現可能な事業計画としている。　既に当法人で日本語教師（教員等日本語教育専門家を含む）・翻訳通訳者ネットワークをもっており、日本語に関するテキスト作成や、テキストの翻訳については問題なく実施できる。また介護の専門家や講師は、これからアサインするが、これまでの事業の中で多数の福祉施設とコンタクトがあり、今回の事業に共感して協力して頂ける方を見つけることは、それほど困難なことではないと考えている。　また、「法的保護講習」、「日本での生活ガイダンス」のテキストは、初版作成、あるいは改版に携わったメンバーが当法人の中に多数所属しており、十分対応可能である。 |
| 緊急性(緊急性が高いか)2017年11月に新法が施行されており、既に技能実習制度に「介護」職種が追加されている。まさに介護職としての技能実習生が入ってこようとしているにもかかわらず、教育（講習）のツールが整っていないが実態であり、一刻も早く事業を実施する必要がある。介護技能実習については監理団体である協同組合や、受け入れ先となる福祉施設関係者からは非常に大きな期待度がよせられているもかかわらず、介護技能実習生に対する教育の脆弱性を危惧する声が多数あるのが現状である。その意味からも、当該事業は緊急に実行される必要がある。今回、初めて外国人を受け入れる施設も少なくないので、各関係先と受入れ準備を円滑に進めていくためにも、緊急に事業を立ち上げて遂行することが求められる。 |
| (6) 次年度以降の取組計画：（事業は配分を受けた年だけの一過性のものではなく、継続的・発展的に展開されることが望まれます。申請事業について、配分事業実施の翌年度以降の資金・人員を含む取組の予定を記載してください。） |
| 本事業で作成する「介護導入講習」、「介護の日本語」のテキスト、および改訂する「法的保護情報講習」や「日本での生活ガイダンス」は、次年度以降も継続して講習に使用していく。また必要があれば改版を重ねていく。　また本事業の中で、日本語講師、及び介護導入講師のネットワークを作成し、また拡充させるが、そのネットワークは次年度以降も継続して拡充を図り、要請があった監理団体や施設に派遣を行っていく。本事業を通じて、協同組合外国人技能実習サポートセンター、岡山県中小企業団体中央会・岡山県外国人技能実習生受入組合協議会及び監理団体・協同組合等との連携を強化し、また多数の福祉施設との関わりを深めることにより、次年度以降は当法人が本来目指している技能実習制度の「適正な運用」がさらに確実に行われることになると確信している。留学生・研修技能実習生援護事業は行政との協働は困難が伴うこともあるが、当NPO法人は岡山市・NPO市民協働協議会にも関与しており、この事業を継続発展させるために、岡山県や岡山市国際課、岡山市社会福祉協議会など医療介護福祉分野の部門にも理解と協力を求める働きかけを継続して行っていく。 |

　「活動分野配分対象経費基準」を参照し、以下の表を作成してください。基準において複数の業者からの見積りが必要とされている項目(1件20万円以上の経費)は、複数の業者に見積書作成を依頼し、価格が低い方の見積りを採用し、入手した見積書(コピー可)を全て添付資料として提出してください。また、経費基準外の場合は金額に計上することはできません。積算根拠は必ず記載してください。団体役職員の人件費は積算根拠を時間数積み上げにて記載してください。

|  |
| --- |
| 活動事業費の内訳：(金額は消費税を含む円単位としてください。**積算根拠は詳細が分かるよう、「単価×個数」で記入してください。**また「見積書参照」、「添付資料参照」とせず、内容を必ず記載してください。) |
| 費　　目 | 金　　　額 | 積　算　根　拠 |
|
| 謝　金 | ９４０，０００円 | 執筆（介護導入テキスト）：50コマ×5千円＝25万円 |
| 執筆（介護の日本語テキスト）：50コマ×5千円＝25万円 |
| 執筆（既存テキストの改訂）：40コマ×3千円＝12万円 |
| 懇談会講師：2名×2回×4万円＝16万 |
| 各種講習講師：2名×4回×2万円＝16万円 |
| 旅費交通費 | ３２０，０００円 | 遠地講師の交通費：3.5万円×2名＝7万円 |
| 移民学会（東京）の交通費：3.5万円×2名＝7万円 |
| 臨時事務員の交通費：月5千円×12月＝6万円 |
| 駐車場確保：月1万×1台×12月＝12万円 |
| 会議費 | ５０，０００円 | 総会・中間総会での弁当代　20人×2回×1千円＝4万円 |
| 会議用ペットボトルのお茶　100円×100本＝1万円 |
|  |
| 会場借料 | ５０，０００円 | 会議の会場費：2千円×15回＝3万円 |
| しんきん合同ビジネス交流会出展ブース料：2万円 |
|  |
| 借料損料 | ０円 |  |
|  |
| 印刷製本費 | ４００，０００円 | 報告書製本：500円×100＝5万円 |
| テキスト製本：500円×400部＝20万円 |
| コピー代：10円×1500枚×10月＝15万円 |
| 通信運搬費 | １５０，０００円 | Wi-fi：月5千円×2個×10月＝10万円 |
| 郵送代：レターパック510×100ヶ所≒5万円 |
|  |
| 広告宣伝費 | ０円 |  |
|  |
| 消耗品費 | １８０，０００円 | 書籍（介護関連）：6万円 |
| 書籍（日本語関連）：6万円　　書籍（法律その他）：3万円 |
| キングファイル1千×5＝5千円　大型ホチキス5千 |
| ラベルライター：1万円　データ保存用storage：1万円 |
| 什器備品費 | ３００，０００円※必要な理由を理由書に記載 | 事業専用ノートパソコン：14万円 |
| 講習会持出用タブレットPC：6万円×2台＝12万円 |
| 事業の記録用デジタルカメラ：4万円 |
| 賃　金 | １，４４０，０００円 | 事務員（臨時雇用）：時給1千×4時間×120日×2人＝96万円 |
| 法的保護情報講習講師：1000円×8時間×2人×30回＝48万円 |
|  |
| 雑役務費 | １，２００，０００円 | 翻訳（介護導入テキスト）：50コマ×3千円×2か国＝30万円 |
| 翻訳（介護の日本語）：50コマ×3千円×2か国＝30万円 |
| 翻訳（既存テキストの改訂）：40コマ×3千円×5か国＝60万円 |
| 委託費 | ２５０，０００円 | テキスト編集・翻訳コーディネート　 |
| 　・介護導入講習・介護の日本語テキスト　15万 |
| 　・法的保護情報講習テキスト　　　　　　10万 |
| その他 | ２０，０００円 | ボランティア要員への茶菓代　2千円×10回 |
|  |
|  |
| 合　計(申請事業費) | 事業費総額③(①+②)：　５，３００，０００円　(内訳)配分申請金額①　4,800,000円　　自己負担金額②　500,000円※配分申請金額は千円未満切捨て |

【活動事業費の積算根拠記入例】

|  |
| --- |
| 活動事業費の内訳：(金額は消費税を含む円単位としてください。**積算根拠は詳細が分かるよう、「単価×個数」で記入してください。**また「見積書参照」、「添付資料参照」とせず、内容を必ず記載してください。) |
| 費　　目 | 金　　　額 | 積　算　根　拠 |
|
| 謝　金 | 90,000円 | セミナー講師謝金　＠10,000円×4回＝40,000円 |
| 啓発冊子原稿料　＠50,000円×1回＝50,000円 |
|  |
| 旅費交通費 | 10,320円 | セミナー会場往復（講師：電車）　＠1,780円×4回＝7,120円 |
| セミナー会場往復（スタッフ：バス）＠400円×2人×4回 |
| ＝3,200円 |
| 会議費 | 2,000円 | スタッフ・講師会議　 |
| 講師への昼食　＠500円×4回＝2,000円 |
|  |
| 会場借料 | 240,000円 | セミナー会場費（公民館）　＠30,000円×4回＝120,000円 |
| ワークショップ会場費　＠2,500円×4回×12ヶ月＝120,000円 |
|  |
| 借料損料 | 20,000円 | スクリーン、プロジェクター　＠5,000円×4回＝20,000円 |
|  |
|  |
| 印刷製本費 | 80,000円 | セミナーテキスト　＠120円×500部＝60,000円 |
| セミナーチラシ　＠10円×2,000部＝20,000円 |
|  |
| 通信運搬費 | 9,600円 | セミナーテキスト発送料（ゆうパック）＠900円×4回＝3,600円 |
| チラシ郵送料　＠120円×50ヶ所＝6,000円 |
|  |
| 広告宣伝費 | 50,000円 | Twitter広告　＠50,000円×1回＝50,000円 |
|  |
|  |
| 消耗品費 | 15,600円 | セミナー動画記録用DVD　＠780円×20枚＝15,600円 |
|  |
|  |
| 什器備品費 | 90,000円 | コンテナ　＠45,000円×2個＝90,000円 |
|  |
|  |
| 賃　金 | 1,920,000円 | テキスト・チラシ編集　＠800円×4時間×60日＝1,920,000円 |
|  |
|  |
| 雑役務費 | 200,000円 | テキスト翻訳料　＠20円（1文字）×10,000字＝200,000円 |
|  |
|  |
| 委託費 | 120,000円 | ホームページ作成　＠120,000円×1回＝120,000円 |
|  |
|  |
| その他 | 4,900円 | 振込手数料　＠ 80円×25回＝2,000円 |
| 　　　　　　＠290円×10回＝2,900円 |
|  |
| 合　計(申請事業費) | 事業費総額③(①+②)：2,852,420円　(内訳)配分申請金額① 2,000,000円　　自己負担金額② 852,420円※配分申請金額は千円未満切捨て |

|  |
| --- |
| 実施スケジュール(予定) |
| 年　月 | 実　施　内　容　等 |
| 2018.4 | 関係団体と実行委員会を設立、本事業の計画の具体化 |
| 日本語及び介護専門講師ネットワークへの呼びかけ開始 |
| ＭＬ作成、フェイスブックページ立上げ |
| 2018.5 | 第1回実行委員会の開催 |
| 法的保護情報講習・日本での生活ガイダンス多言語テキスト改訂版作成作業開始（英語・ |
| 中国語・ベトナム語・インドネシア語・カンボジア語） |
| 2018.6 | 法的保護情報講習・生活ガイダンスの講義開始（以後毎月実施） |
| 日本語教師への入管法・技能実習制度の講習 |
|  |
| 2018.7 | 第1回介護技能実習懇談会開催 |
| 介護日本語・介護導入講習テキスト（パワーポイント）作成 |
|  |
| 2018.8 | 介護福祉施設（実習実施者）への講習開始（介護導入講習・介護の日本語） |
| 監理団体（協同組合）への介護福祉分野の講習 |
|  |
| 2018.9 | 翻訳通訳者ネットワーク会議開催 |
| 技能実習制度の研修会開催 |
|  |
| 2018.10 | 中間総括会議 |
|  |
|  |
| 2018.11 | テキストの中間総括～テキストの修正 |
| 移民政策学会（東京開催）に参加 |
|  |
| 2018.12 | 技能実習制度の研修会開催 |
|  |
|  |
| 2019.1 | 実行委員会　まとめにむけて |
| 介護技能実習生受入施設の視察・交流会 |
|  |
| 2019.2 | 第2回介護技能実習懇談会 |
|  |
|  |
| 2019.3 | 総括会議・報告書作成 |
|  |
|  |

　　2017年　　月　　日

2018年度年賀寄附金申請に関する確認事項

|  |
| --- |
| 確認リスト(該当する全ての項目にチェックがあることが必要です。)※必ず記載してください。 |
| チェック項目 | (1) 最新決算時において法人設立登記後1年以上経過し、かつ1年間の年度決算書を確定していること | □はい |
| (2) 申請団体に公益に反する行為のないこと | □はい |
| (3) 申請事業は10の事業に含まれる事業であり、その事業は定款等の記載範囲内であること | □はい |
| (4) 申請事業は国内で実施される事業であること | □はい |
| (5) 法令に定める事業報告書等の作成及び提出を期限内に行っていること | □はい |
| (6) 申請書1ページ目に法人代表印の押印 | □有 |
| 提出書類 | (7) 都道府県知事等の意見書(押印された原本) | □有 |
| (8) 直近の申請団体全体としての収支決算書の写し | □有 |
| (9) 直近の申請団体全体としての収支予算書の写し | □有 |
| (10) 定款又は寄附行為の写し | □有 |
| (11) 郵便はがき(あて名面に実施責任者の連絡先(住所)・氏名を記載してください。) | □有 |
| (12) 見積書(入手した見積書全て)の写し | □有 □無 |
| (13) 団体及び事業内容に関する添付資料 | □有 □無 |
| 表明・確約 | (14) 申請団体若しくは申請団体の役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の職員(以下「役員等」といいます。)又は自己の委託先(委託が数次にわたるときは、その全てを含みます。下記イ及びウにおいて同じです。)若しくはその役員等が次の各項目のいずれにも該当しないことを申請書の該当箇所にて表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。ア　暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ(\*)、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」といいます。)であること。イ　暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。ウ　暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。エ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。オ　暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。カ　暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(\*)社会運動等標ぼうゴロ：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者 | □はい |
| (15) 申請団体若しくは申請団体の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを申請書の該当箇所にて確約していただきます。ア　暴力的な要求行為イ　法的な責任を超えた要求行為ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為エ　風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて日本郵便株式会社の信用を毀損し、又は日本郵便株式会社の業務を妨害する行為オ　その他前各項目に準ずる行為 | □はい |

※　申請団体若しくは申請団体の役員又は申請団体の委託先若しくはその役員等が、前記(14)の各項目のいずれかに該当し、若しくは前記(15)の各項目のいずれかに該当する行為をし、又は前記(14)による表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すこと又は配分金の返還を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

|  |
| --- |
| 2018年度年賀寄附金の申請にあたり、2018年度年賀寄附金配分申請書が、上記確認事項について証憑に基づき、正確に記載されたものであることを証します。団体の名称：申請事業名代表者名(自署又は記名押印)： 　　㊞ |